

平成  
14  
年版

# 大分県 の環境





3

## 環境行政の総合的・計画的推進

環境行政の基盤

4

## 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

豊かな自然の保護・保全

温泉の保護と適正利用

多様な生態系の保全

自然とのふれあいの推進

身近な自然の保全と快適空間の創造

9

## 循環を基調とする地域社会の構築

大気環境の保全

騒音・震動・悪臭の防止

水環境の保全

化学物質による環境汚染の防止

廃棄物の発生抑制と適正処理

18

## すべての主体が参加する地域社会の形成

環境教育・学習の推進

自発的活動の促進

20

## 地球環境問題への取組の推進

地球環境保全の推進

21

## 環境保全のための共通の基盤的施策の推進

環境影響評価の推進

普及啓発の推進

環境情報の整備と提供

調査研究、監視・観測等の推進

規制的手法の活用

公害紛争等の適正処理

# 環境行政の総合的・計画的推進

## 環境行政の基盤

近年の多様化した環境問題に対応するためには、住民、事業者、行政が連携協力して、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することが必要です。

このため、本県では、環境基本法（平成5年制定）の基本理念に基づき、各種の条例や環境基本計画を制定しています。

### 大分県環境基本条例

複雑・多様化した環境問題に適切に対応するためには、県民、事業者及び行政が公平な役割分担の下、協調し、積極的に環境に配慮した取組を進める必要があることから、平成11年9月に、今後の環境行政の根幹を示す「大分県環境基本条例」を制定しています。

#### 基本理念

- 1 環境からの恵沢の享受と将来世代への継承
- 2 環境への負荷の少ない社会の構築
- 3 地球環境保全の推進

### 大分県環境基本計画「豊の国エコプラン」

豊かな自然に恵まれ、公害のない、安全で快適な環境を創造するために必要な各種の環境保全施策を環境と開発の調和に配慮しながら、総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成10年3月に環境基本計画「豊の国エコプラン」を策定し、このプランに沿って各種施策を展開しています。

計画の期間...1998年度～2010年度までの13年間

#### 望ましい環境像

豊かな自然と人間とが共生する豊の国

#### 長期的目標

自然環境の保全と快適環境の創造

#### 長期目標に向けて推進する施策の目標

- (1) 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造
- (2) 循環を基調とする地域社会の構築
- (3) すべての主体が参加する地域社会の形成
- (4) 地球環境問題への取組の推進

### ISO14001環境マネジメントシステムの推進

本県の環境マネジメントシステムは、単なるエコオフィスのためのものではなく県の事務事業のすべてを環境に配慮したものにしていくためのものです。

直接的・間接的な環境負荷の低減に加え、ダイオキシンや環境ホルモン等の有害化学物質対策、ごみの発生抑制・リサイクル対策、地球温暖化防止対策など、「豊の国エコプラン」に掲げる広範にわたる環境保全施策を具体的な目標を設定して管理

大分県環境マネジメントシステム第1期（平成11年度～平成13年度）の最終年度である平成13年度には、豊の国エコプランの4つの施策の基本目標について、93項目の環境目標を設定して取組を進めた結果、全ての目標項目について、おおむね目標を達成

平成11年1月にISO14001の認証を取得してから3年を経過するため、認証登録の継続を目的として、登録審査機関（JQA）による更新審査を11月26日～11月28日に受審し、更新を完了

### 大分県環境影響評価条例

県では、「環境影響評価法」（平成11年施行）の内容も踏まえ環境影響評価の手続等の充実を図り、より一層環境配慮が行われるようにするため、「大分県環境影響評価条例」（平成11年施行）を制定しています。

### 大分県生活環境の保全等に関する条例

環境問題は、従来の産業型公害から、生活排水や自動車排出ガスなどによる都市・生活型の公害や環境汚染、さらには地球温暖化などの地球環境問題へと大きく変化している。これらの新しい問題にも適切に対応するため「大分県生活環境の保全等に関する条例」（平成12年施行）を制定しています。

# 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

## 豊かな自然の保護・保全

### 自然公園等の状況

本県には、自然環境に恵まれた地域が数多く存在し、国及び県は、これらの地域を自然公園、自然環境保全地域等に指定して保護、管理することにより、自然環境の保全に努めています。

#### 1 自然公園（平成13年度末現在）

本県の自然公園の総面積は、17万4,847haで、県土面積の約28%を占めています。

国立公園	瀬戸内海、阿蘇くじゅうの2か所	2万1,243ha	（県土面積の3.4%、自然公園面積の12.1%）
国定公園	耶馬日田英彦山、祖母傾、日豊海岸の3か所	8万9,306ha	（同14.1%、同51.1%）
県立自然公園	国東半島、豊後水道、津江山系、神角寺芹川、祖母傾の5か所	6万4,298ha	（同10.1%、同36.8%）

#### 2 自然環境保全地域等（平成13年度末現在）

県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域

- ・国見町武多都自然環境保全地域、武蔵町小城山〃、大分市靈山〃、湯布院町湯山〃、日田市丸山〃、日田市堂迫〃の6地域を指定

防衛庁との協定により自然環境の保全を図っている地域

- ・福万山100ha、高陣ヶ尾35ha（いずれも玖珠町）

#### 3 自然海浜保全地区

瀬戸内海区域（中津市山国川から鶴見町鶴見の間）の自然公園以外の自然海浜で海水浴、潮干狩りなどの公衆の利用に供されている地域を自然海浜保全地区に指定しています。

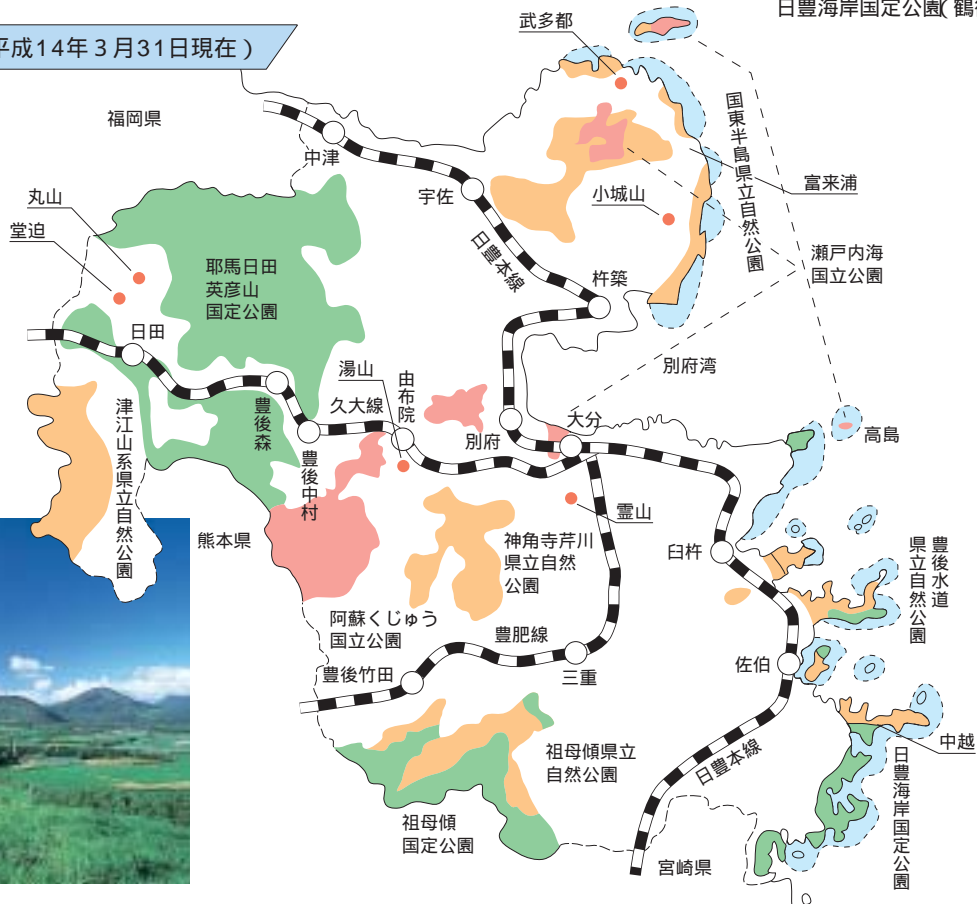
富来浦自然海浜保全地区、中越自然海浜保全地区



日豊海岸国定公園（鶴御崎灯台）

### 大分県の自然公園等（平成14年3月31日現在）

種別	公園
	国立公園
	国定公園
	県立自然公園
	自然環境保全地域
	自然海浜保全地区



阿蘇くじゅう国立公園



## 自然公園等の保全

自然公園内の優れた風致景観を保護するため、一定の行為について許可・届出を義務づけ、必要な規制、指導を行っています。

自然公園許可届出件数（平成13年度）

	国立公園	国定公園	県立自然公園	合計
許可件数	73(3)	61	17	151(3)
届出件数	3	7	4	14
合計	76(3)	68	21	165(3)

(注): 1 法第40条第1項の規定による協議は( )内に再掲した。  
 2 「土砂の採取及び工作物の新築」等2つの行為にまたがるものは、主たる行為を1件として計上した。

## 自然景観の保全と活用

### 1 沿道環境美化の推進

主要な道路の沿道やその周辺の景観の保全及び環境美化を図るため「大分県沿道の景観保全等に関する条例」を制定し、この条例に基づき、指定地区においては、大規模建築物に係る緑化等の指導等を行うことにより、沿道における優れた景観の保全及び環境の美化を推進し、美しい県土を守り育てようとする県民意識の高揚を図ることとしています。

「沿道環境美化地区」8地区

「沿道景観保全地区」4地区

### 2 森林の保全

本県の森林面積は、449千haで県土の71%を占め、そのうち保安林に指定されている森林は150千ha(33%)であり、その内訳は水源かん養保安林が115千haと全体の77%を占めています。

#### 保安林の整備

保安林の整備は、保安林の指定、解除事務及び森林のもつ機能の回復、向上を図る森林整備を行っています。

#### 県民の森

森林の持つ優れた自然性を活かし、森林とのふれあいを通じて自然愛護と愛林思想を養い、広く県民の保健休養、体力の向上、自然や史跡の探勝、野生動物に親しむなど、健全な森林レクリエーションの場を提供するとともに、林業振興の啓発を図っています。



県民の森（香りの森博物館）

### 3 水辺の保全

洪水の氾濫等の災害に強い川づくりに加え、自然や生物などに配慮し、周辺環境と調和した多自然型川づくりへの取組

・平成13年度 大野川等35河川で実施

市町村の地域整備計画等と一体となった水辺空間の整備と併せて、動植物の生息や生育環境等に配慮した、自然にふれあえる整備を10箇所で開催（エコリバー整備事業）



多自然型川づくり（安心院町津房川）

### 4 砂防事業の環境保全対策

土砂災害を防止しつつ、美しい良好な自然環境を後世に残すように、地域の自然特性を生かした溪流等の環境対策を進めてきました。

自然環境の状況を正確かつ迅速に把握する

ため、県下を6ブロックに分けた「溪流環境整備計画」を平成12年までに策定

用語解説

**温泉** 地中から湧き出する温水等で温度が摂氏25 以上か又は規定された物質を有するものと定められています。含有成分によって、塩化物泉・炭酸水素塩泉・硫黄泉などに分かります。

温泉の保護と適正利用

温泉の現況

39市町村で温泉が湧き出  
 平成14年3月末における源泉総数は4,848  
 孔で全国第1位、湧き出量も270,981ℓ/  
 分で全国第1位  
 温泉の多い市町村としては別府市、湯布院町、  
 九重町、大分市等



鉄輪温泉

市町村別温泉の状況（平成13年度末現在）

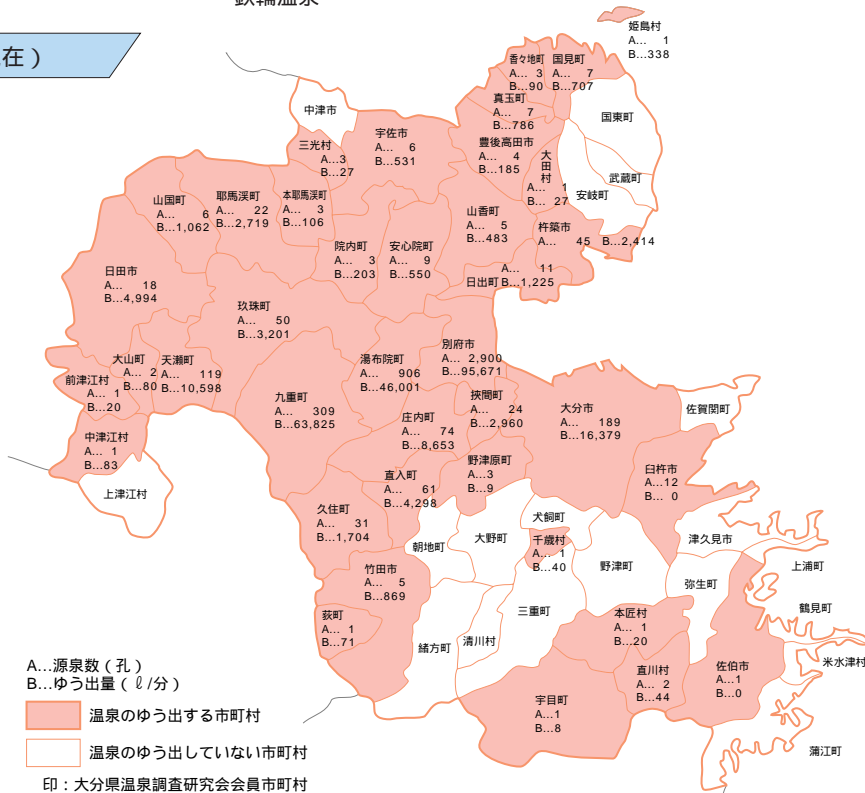
全国の状況

源泉数の上位5都道府県

源泉数	
大分県	4,848孔
鹿児島県	2,813
静岡県	2,285
北海道	2,234
熊本県	1,353

湧き出量の上位5都道府県

湧き出量	
大分県	270,981ℓ/分
北海道	262,353ℓ/分
鹿児島県	199,946ℓ/分
青森県	164,306ℓ/分
長野県	131,685ℓ/分



温泉の行政処分状況

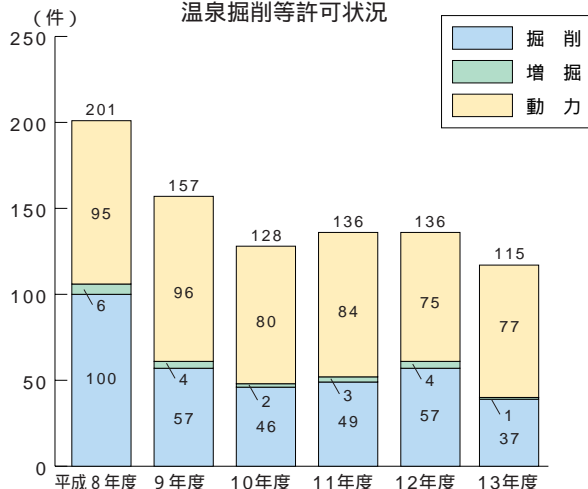
温泉掘削等の許可

大分県自然環境保全審議会温泉部会（年4回開催）に諮り、答申に基づいて知事が許可等を行っています。

公共の浴用又は飲用の許可

申請に基づき、知事が行政処分を行います（平成9年度からは、大分市にあっては大分市長）  
 ・平成13年度の許可件数浴用25件、飲用7件の合計32件

温泉掘削等許可状況



用語解説

**鳥獣保護区** 野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、狩猟行為が禁止されています。また、鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要となります。

### 温泉資源の保護と適正な利用

#### 1 温泉資源の保護

平成9年7月に湯平温泉、平成10年7月に長湯温泉、平成13年1月に宝泉寺温泉を保護地域に指定するなど温泉資源の保護に努めています。

平成13年度は、天ヶ瀬温泉の保護対策を検討

5市町9地域の温泉地を対象に水位等の定期的な監視モニタリングを開始

#### 2 温泉の適正な利用

温泉の乱掘等を防止し、適正な利用を推進するため、平成12年度に本県温泉行政の指針となる「温泉管理基本計画」を策定しました。

平成13年度に計画の概要版を作成・配布

## 多様な生態系の保全

### 自然環境の現状把握

#### 1 大分県版レッドデータブック

県内の希少な野生生物の生息・生育状況を総合的に調査・整理・検討し公表することにより、絶滅のおそれのある野生生物の保護を目的として作成したものです。

平成12年度に発刊した「レッドデータブックおおいた」の普及版を発行



撮影 佐藤真一

オオイトサンショウウオ  
(レッドデータブックおおいたより)

撮影 荒金正憲

キスマレ(レッドデータブックおおいたより)

#### 2 自然環境学術調査

県内の自然環境の現状を把握するために昭和44年から実施しています。

平成13年度は、長者原と呼ばれ、山岳と高原が一体をなす優れた景勝地であるくじゅうタデ原地域を調査

「藤河内溪谷周辺地域自然環境学術調査」の内容を中心に、自然ガイドブックVol. 8「藤河内溪谷周辺地域の自然」を発行

#### 自然環境保全基礎調査

環境省は自然環境保全法第4条の規定に基づき、昭和48年から自然環境保全基礎調査を実施しています。

- ・平成13年度は「哺乳類分布調査」(聞き取り調査)を環境省から受託

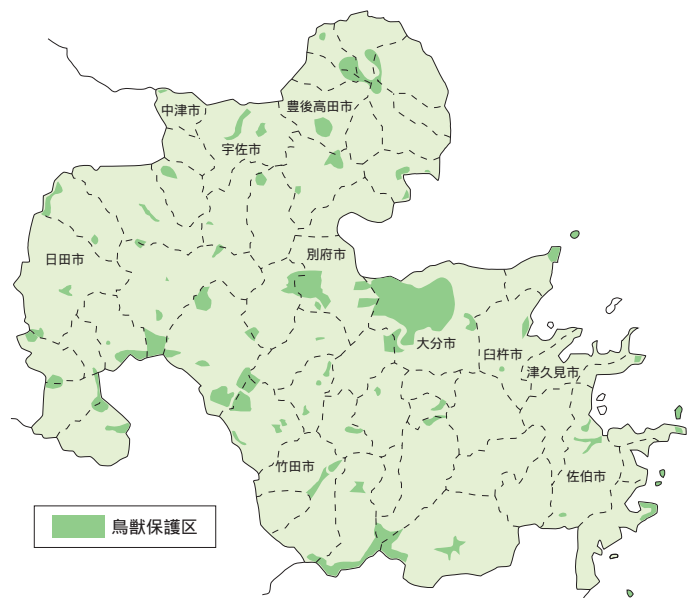
### 鳥獣保護の推進

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区の設定及び特別保護地区を指定するとともに、狩猟鳥獣の増加を図るため、休猟区を設定しています。

鳥獣保護区として、平成14年11月1日現在74か所(県土面積の約8%にあたる51,769ha)を設定

特別保護地区として、天然記念物カラスバトなどの生息地として知られる南海部郡の沖黒島など11か所を指定

鳥獣保護区の設定状況





## 自然とのふれあいの推進

### 自然保護思想の普及啓発

#### 1 自然公園指導員の配置

本県では、県内の自然公園に環境省及び県の委嘱による115人の自然公園指導員を配置し、利用者に対して自然公園の適正な利用や事故の防止等を指導しています。

#### 2 普及啓発活動の推進

自然保護と環境美化精神の高揚を図るため、以下の各行事を行いました。また、各市町村においても、清掃活動等を実施しました。

「環境月間」中( 6月1日～30日 )の各種行事

・くじゅう山開き( 6月第1日曜日 )に合わせて、関係市町村にごみ袋を配布、自然公園内の美化を呼びかけ

「自然に親しむ運動」期間( 7月21日～8月20日 )中の各種行事

・こども環境会議の開催

## 身近な自然の保全と快適空間の創造

### 都市公園の現況

都市公園の整備状況 平成12年度末現在11市7町で合計818か所、約820ha  
( 都市計画区域内の一人当たりの公園面積は、12年度末で8.6m<sup>2</sup> )

### 環境緑化の推進

鎮守の森に代表される貴重な森林及び昔から地域住民に慣れ親しまれてきた老樹、名木を特別保護樹林、特別保護樹木に指定し、後世にかけがえのない財産として引き継ぐため、市町村、所有者とともに積極的に保全地域開発や都市化に伴い、失われた緑の復元と、新たな緑の造成による快適な生活環境を確保するため積極的に公共施設の緑化を行うとともに、民間施設には緑化基準を設定し、指導

### 港湾事業における環境対策

別府港を始めとする港湾の景観を高め、人々の憩いの場となる港湾緑地の整備等

・平成13年度実施 大分港、別府港など

人々が海に親しみ、憩える遊歩道や親水性護岸等の整備を推進

・平成13年度実施 別府港、武蔵港など



親水性護岸の整備(中津市大新田海岸)

### 文化財の保護

古墳や磨崖仏といった史跡や、自然的名勝、動植物等の天然記念物など、自然環境と一体となった文化財が数多く存在します。

平成13年度末現在記念物(史跡・名勝・天然記念物) 237件



特別天然記念物 カモシカ



**ばい煙** 大気汚染防止法において燃料その他の物の燃焼、合成、その他の処理に伴い、工場等の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質をいいます。

# 循環を基調とする地域社会の構築

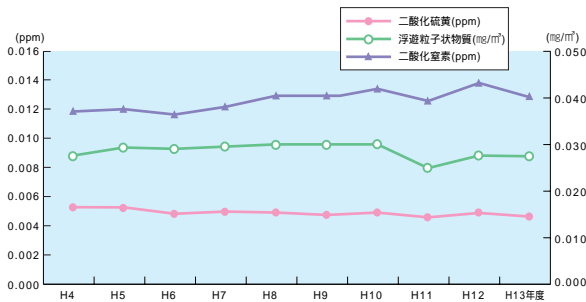
## 大気環境の保全

### 大気汚染の現況

大分市等の9市2町の計32測定局（一般環境大気測定局30局、自動車排出ガス測定局2局）で大気汚染の監視を行っています。

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素についてはすべての測定局で環境基準を達成  
浮遊粒子状物質については1測定局において黄砂による影響で環境基準を未達成

主な大気汚染物質の経年変化



大気汚染移動測定車（アトモス号）

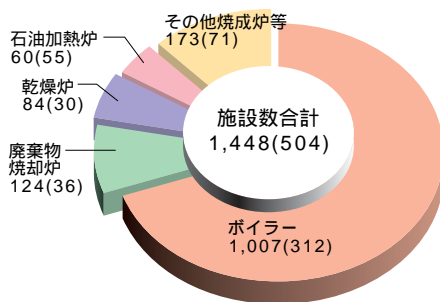
### 大気保全対策

#### 1 法律・条例による規制

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設及び一般・特定粉じん発生施設の設置者はばい煙、粉じんに係る排出基準の遵守と施設の設置等における届出の義務を課すとともに、大分県生活環境の保全等に関する条例では、窒素酸化物の総量等について規制を行っています。

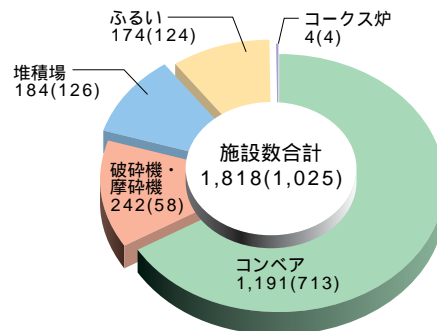
ばい煙発生施設数と一般粉じん発生施設数

ばい煙発生施設数（平成13年度末）



( )は大分市への届出数（内数）  
備考：電気事業法に係るばい煙発生施設を除く

一般粉じん発生施設数（平成13年度末）



( )は大分市への届出数（内数）

特定粉じん発生施設については現在まで届出はなし

#### 2 公害防止協定等による指導

本県においては、最新の防除技術を採用して極力排出量の削減を図るよう指導しており、特に排出量の大きい主要企業については、立地している市町との3者間で公害防止協定を締結して、その徹底を図っています。

また、大分地域については、昭和48年から昭和50年にかけて実施した風洞実験を主体とする拡散シミュレーションを基礎にして、地域の硫黄酸化物の排出許容総量を定め、これに基づき昭和52年5月に主要企業に対して総量の割当てを行い、昭和53年4月から指導実施しています。

**テレメータシステム** 環境中の汚染物質の濃度を自動測定器で測定し、そのデータを専用電話回線や無線を使用して監視室に送信し、監視室のコンピュータで集中管理するシステムです。このシステムは現在、環境監視用と発生源監視用の2種類があります。

### 3 公害パトロール

工場・事業における排出基準の遵守状況、届出履行状況、ばい煙量等の測定の実施状況等を調査し、企業に対する大気汚染防止対策の徹底をはかるため、公害パトロールを実施しています。

### 4 緊急時対策

緊急時の発令対象区域は、大分市、別府市、佐賀関町、中津市、日田市、日出町、臼杵市、津久見市及び佐伯市であり、硫黄酸化物等4物質について「予報」から「重大警報」まで4又は5段階の基準を設け、その区分に応じてばい煙排出量の削減、自動車運行の自粛要請等の措置を講ずることとしています。

平成13年度は「予報」等の発令は無し

### 5 監視測定体制の整備

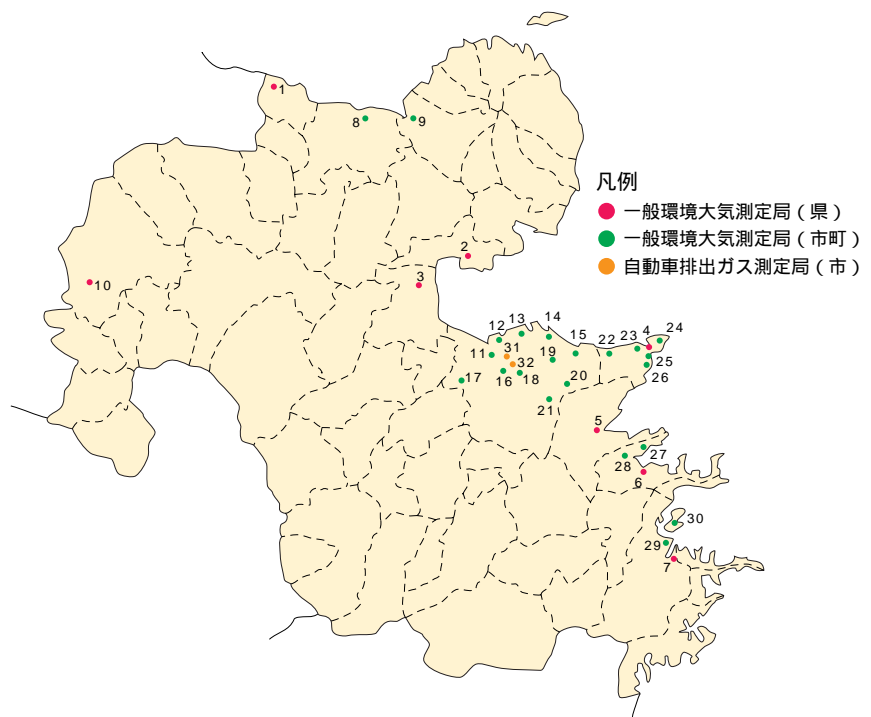
大気汚染の測定は、環境基準の適合状況の把握のほか、一時的な高濃度の出現等緊急時の把握や、規制効果の確認、各種開発に伴う事前調査など地域の特性に応じた大気汚染防止対策を講ずる上で不可欠です。このため、県では、関係市町の協力を得ながら、逐次、大気汚染測定網の拡充、強化に努めています。

#### テレメータシステム

大気汚染を常時監視し、緊急時等の事態に迅速に対応するために環境監視及び発生源監視のテレメータシステムを整備しています。

- ・環境監視テレメータシステムは、別府市等計8測定局をネットワークするとともに大分市システム13局と連結
- ・発生源監視テレメータシステムは、大分地域の主要企業を対象として硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度や排出量を集中監視するシステムとして昭和52年6月から運用

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の設置状況（平成13年度末）



- |             |               |               |
|-------------|---------------|---------------|
| 1 中津下毛地方振興局 | 12 東大分小学校     | 23 田尻公園       |
| 2 日出町鷹匠     | 13 三佐小学校      | 24 早吸日女神社     |
| 3 青山中学校     | 14 大在小学校      | 25 田中（旧佐賀関高校） |
| 4 佐賀関町役場    | 15 坂ノ市中学校     | 26 白木小学校      |
| 5 臼杵市役所     | 16 南大分小学校     | 27 徳浦         |
| 6 津久見市役所    | 17 西部清掃事務所    | 28 青江小学校      |
| 7 佐伯南郡地方振興局 | 18 衛生環境研究センター | 29 八幡小学校      |
| 8 長洲中学校     | 19 大東中学校      | 30 石間         |
| 9 豊後高田市役所   | 20 丹生小学校      | 31 大分中央（自排局）  |
| 10 日田地方振興局  | 21 戸次中学校      | 32 宮崎（自排局）    |
| 11 王子中学校    | 22 大志生木       |               |

#### 環境放射能監視の現況

本県では、科学技術庁からの委託を受け昭和63年度から本格的に環境放射能の監視を始めており、空間線量率の測定と環境試料中の放射能の測定を行っています。

空間線量率の測定は空間における放射能の量を調べるもので、平成13年度は異常なし

環境試料（雨水、大気浮遊粉じん、降下物等）中の放射能について測定を行い、平成13年度は異常なし

用語解説

**環境基準** 環境基本法において「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されています。環境基準は行政上の目標基準であり、直接、工場等を規制するための規制基準とは異なります。

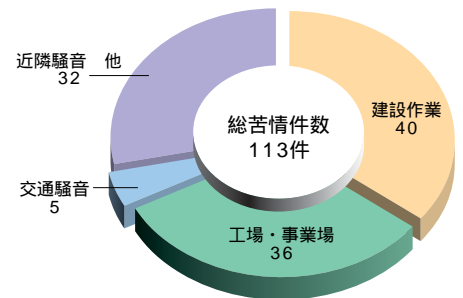
騒音・振動・悪臭の防止

騒音の現況

騒音に対する苦情は、各種公害苦情の中でも毎年高い割合を占めています。その発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車・鉄道・航空機等の交通機関、拡声機、営業に伴うものから、家庭生活におけるものまで多種多様です。

平成13年度の騒音に係る総苦情件数は113件となっており、これを発生源別にみると、建設作業によるものが全体の35%を占め最も多い

騒音苦情の発生源別内訳（平成13年度）



騒音に係る環境基準の類型あてはめを行っている市町村については騒音調査を実施しており、一般環境の適合状況は次のとおり

騒音環境基準の指定状況

告示年月日	施行年月日	指定市町村
平成11年 3月30日 (類型指定見直しに係るもの)	平成11年 4月1日 (同左)	大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東町 日出町 挾間町 湯布院町 佐賀関町 三重町 玖珠町

騒音の一般環境の適合状況（平成13年度）

地域の類型	測定地点数	環境基準適合数
A	61	44
B	50	34
C	26	21
計	137	99

騒音防止対策

騒音規制法による規制

騒音規制法により、現在11市27町1村の39市町村を指定しており、工場・事業場において発生する騒音又は建設作業等により発生する騒音について規制しています。

騒音の著しい施設を特定施設とし、それを設置する工場・事業場からの騒音を規制しており、平成13年度末における県内の特定施設総数は10,083、特定工場等総数は1,346

騒音の著しい建設作業については、特定建設作業として規制を行っており、平成13年度における特定建設作業の届出状況は、527件

振動の現況と対策

振動の発生源としては、工場・事業場、建設作業、道路交通、鉄道などが考えられ、県内における平成13年度の振動に係る総苦情件数は19件

振動規制法に基づき、24市町を指定し、工場及び事業場から発生する振動を規制するとともに指導を実施平成13年度末における県内の特定施設総数は3,744、特定工場等総数は601

自動車騒音・振動の現況と対策

平成13年度に県内の主要道路において調査した自動車騒音の結果は、全測定点104地点のうち、昼間、夜間のすべての時間帯で環境基準を達成しているのは69地点で、その達成率は、66%

自動車騒音に係る環境基準の達成状況及び要請限度の適合状況

調査地点数	環境基準適合数		要請限度適合数	
	昼間	夜間	昼間	夜間
104	80	74	103	97

1日の測定結果による評価

抜本的な解決に向け国及び地方自治体が自動車本体から発生する騒音の規制及び構造の改善、走行状態の改善、交通量の抑制、道路構造の改善、沿道対策等の諸施策を総合的に推進

用語解説

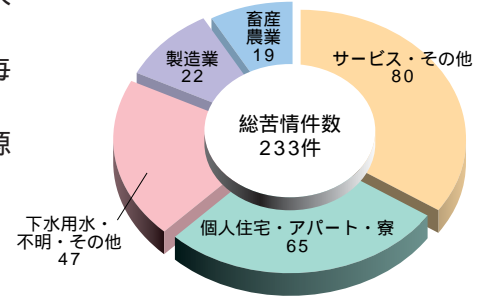
**CODとBOD** ともに水の汚れの程度を示す指標で、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを表します。河川ではBODが用いられ、海域や湖沼ではCODが用いられます。

悪臭の現況

悪臭公害は、大気汚染、水質汚濁等の公害と異なり、嗅覚という人の感覚に直接知覚されるものであり、その感知の程度は各人の嗜好、体調などにも影響され、さらに発生源も多種多様であることから、毎年多数の苦情が寄せられています。

平成13年度における悪臭の総苦情件数は、233件であり、発生源別では、サービス業・その他が34%と最も多い

悪臭苦情の発生源別内訳（平成13年度）



悪臭防止対策

悪臭物質については、工場・事業場の敷地境界線の地表において、22項目について規制するとともに、アンモニア等13項目については煙突等の出口において、また、メチルメルカプタン等4項目については、排水水についても規制しています。

地域の指定状況は、11市で指定

悪臭防止法に基づく地域指定状況

告示年月日	施行年月日	指定市町村
昭和61年 3月15日	昭和61年 4月 1日	別府市 佐伯市
昭和62年 3月31日	昭和62年 5月 1日	中津市 宇佐市 杵築市
昭和62年11月14日	昭和62年12月 1日	竹田市
平成 2年 3月15日	平成 2年 4月 1日	大分市 日田市
平成 7年 3月28日	平成 7年 4月10日	臼杵市 津久見市
平成 8年 8月16日	平成 8年 9月 1日	豊後高田市

水環境の保全

水質の現況

1 河川及び海域の状況

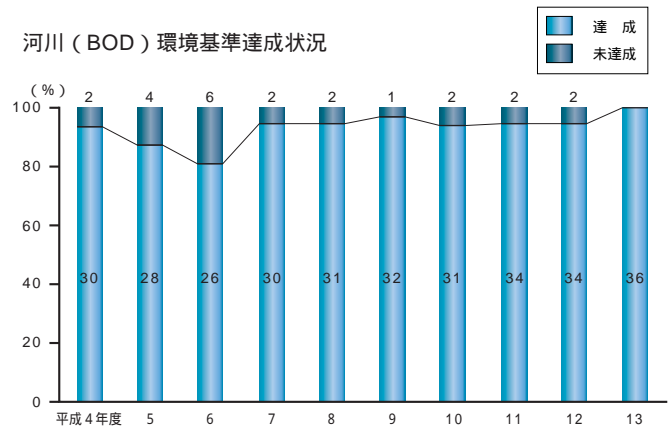
平成13年度の河川及び海域の水質は、54河川106地点、8海域56地点で調査を行っています。人の健康の保護に関する項目（健康項目）では、砒素が3河川4地点で環境基準を未達成

朝見川（別府市）と町田川（九重町）は、上流域の地質に由来する自然的なものであり、八坂川（杵築市）の2地点は、休廃止鉱山の坑内水等が原因とみられるが、利水上、特に問題はないと考えられる。

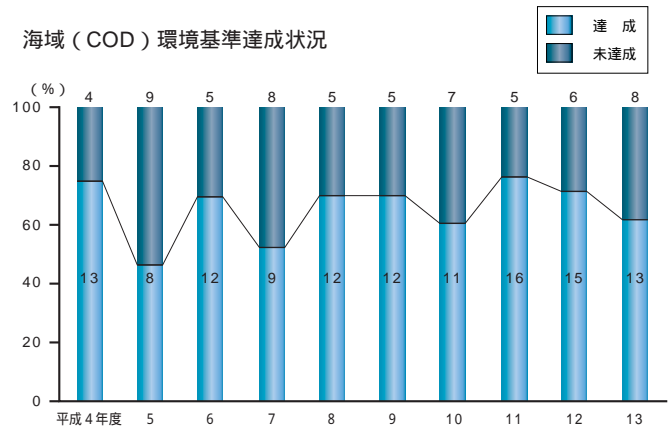
生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）では、河川が100%、海域が61.9%の達成率

達成しなかった海域は、豊前海地先、響灘及び周防灘、国東半島地先、別府湾東部、臼杵湾、津久見湾、佐伯湾（丁）、南海部郡地先（いずれもA類型）の8水域であり、赤潮の発生に伴う富栄養化等の影響によるものと思われる。全窒素及び全燐に係る環境基準の類型指定は、8水域で行っており、環境基準の達成率は昨年同様100%

河川（BOD）環境基準達成状況



海域（COD）環境基準達成状況



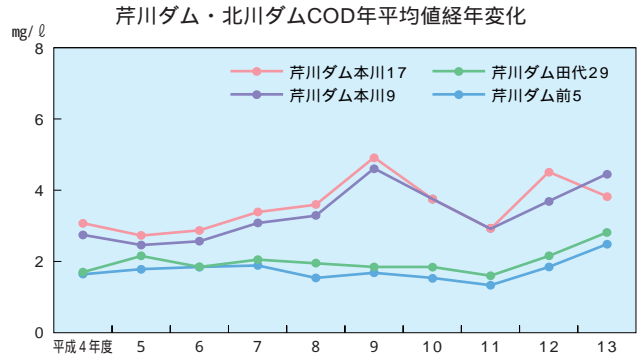
海域の水質調査



2 湖沼の状況

県内の湖沼については、環境基準の類型指定を行っていません。

芹川ダム貯水池は大分川水系の芹川、北川ダム貯水池は五ヶ瀬川水系の北側にあり、CODの年平均値の推移をみると芹川ダム貯水池の1地点を除き悪化傾向



3 海水浴場の状況

海水浴場の水質調査は、年間延べ利用者数が概ね1万人以上の海水浴場12か所について実施しています。

平成14年度の調査結果は、遊泳前では「水質A A」が8か所、「水質A」が1か所、「水質B」が3か所であり、遊泳中では「水質A A」が7か所、「水質A」が1か所、「水質B」が3か所、「水質C」が1か所で、すべて判定基準に適合

4 地下水の状況

平成13年度の地下水の水質調査は、概況調査99本、定期モニタリング調査33本の計132本の井戸で調査を行っています。

環境基準を超過した井戸数は、概況調査では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が2本、ほう素が1本、定期モニタリング調査では砒素が1本、1,2-ジクロロエタンが1本、シス-1,2-ジクロロエチレンが1本、トリス-1,2,3-ジクロロエチレンが1本、テトラクロロエチレンが6本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が4本

水質保全対策

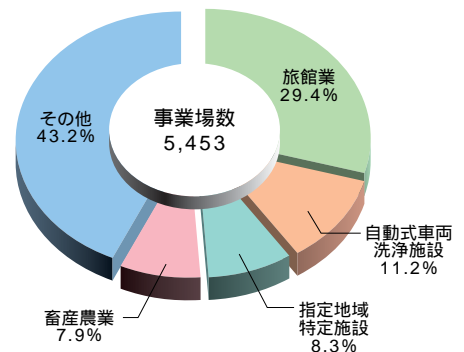
1 法律、条例による規制

公共用水域及び地下水の水質の保全を図るため、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法等の法律が定められている。さらに本県では、大分県生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例（上乘せ排水基準条例）を制定し、規制の強化を図っています。

特定施設の設置や構造等の変更を行う場合には、水質汚濁防止法に基づき、事前の届出が義務付けられている。特に、瀬戸内海区域の日最大排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場は、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を受けることになっています。

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数は、平成14年3月31日現在で5,453事業場

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数(平成13年度末)



2 規制指導の状況

平成13年度の水質汚濁防止法に基づく県実施の立入り調査は、延べ1,277事業場に対して実施排水基準違反を指摘した特定事業場は、16事業場・文書による排水処理施設の改善や維持管理の強化等を指導

特定事業場立入り調査実施状況

区分		特定事業場数	延べ立入り件数	排水基準違反件数	
大分県実施分	50m <sup>3</sup> /日以上の特特定事業場	379	430	15	
	50m <sup>3</sup> /日未満の特特定事業場	有害物質あり	357	30	1
		有害物質なし	3,543	817	0
	小計	4,279	1,277	16	
内規制対象		736	460	16	
大分市実施分		1,174	351	15	
合計		5,453	1,628	31	

排水基準違反に対する措置状況等(大分県実施分)

違反項目	件数
有害物質	1(0)
pH	11(2)
BOD	0(0)
COD	10(6)
SS	7(4)
その他の項目	12(11)
一時停止命令	0(0)
改善命令	0(0)
文書指導	34(18)
排水処理施設の新・増設	0(0)
排水処理施設の改善	1(1)
排水処理施設の管理強化	29(14)
下水道への接続	0(0)
特定施設等の改善	1(0)
特定施設等の管理強化	3(3)

(注)( )内は大分市の件数で内数を示す。

### 3 総量削減計画

広域的な閉鎖性水域である瀬戸内海の水質汚濁を改善するため、昭和55年度以降、COD（化学的酸素要求量）の総量規制を実施しています。

これまで、四次にわたり総量削減計画を定め、産業排水、生活排水等のCOD汚濁負荷量の削減対策を実施

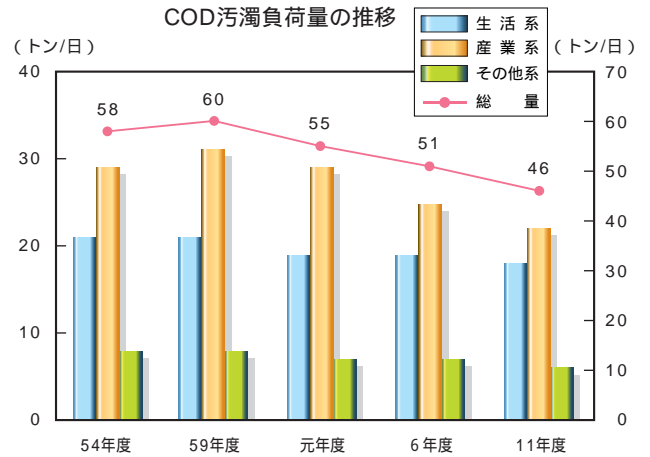
平成16年度を目標年度とする第五次総量削減計画では、CODに加え、窒素及びりん汚濁負荷量の計画的な削減

### 4 水生生物調査

水生生物による水質調査は、川に棲む生物（指標生物）の生息状況から河川の水質を知るものです。

平成13年度は夏季に、一級・二級河川等の33河川、59地点で調査

・調査参加団体は40団体、参加者数は1,084人  
調査結果は、水質階級 が61%を占め、県下の調査河川での水質の状況は概ね良好



COD総量削減計画の推移 (単位 トン/日)

区分	第一次 58	第二次 60	第三次 55	第四次 51	第五次 46
	54年度	59年度	元年度	6年度	11年度
生活排水	21	21	19	19	18
産業排水	29	31	29	25	22
その他	8	8	7	7	6
総量	58	60	55	51	46

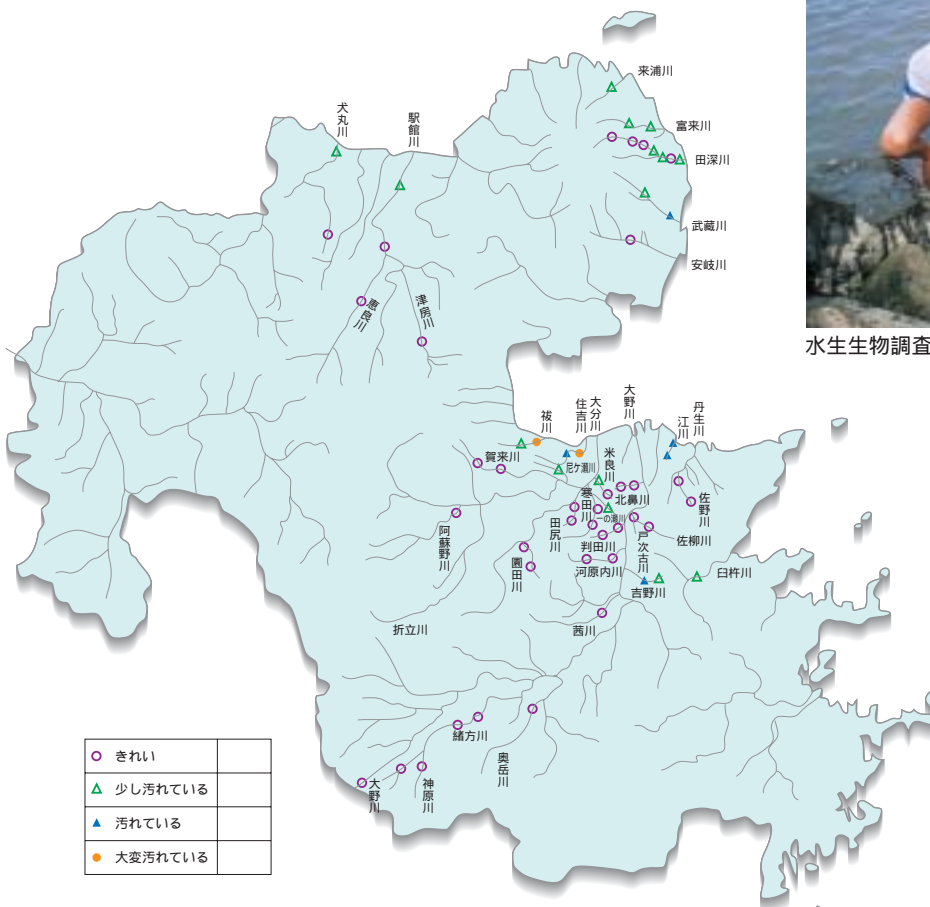
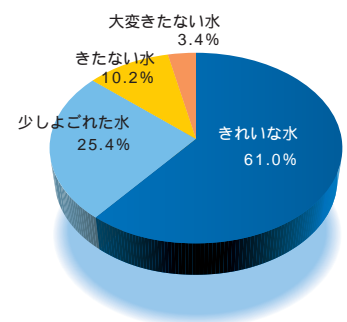


水生生物調査

水生生物調査結果(水質階級状況・13年度)

水質階級	地点数	割合(%)
きれいな水	36	61.0
少しよごれた水	15	25.4
きたない水	6	10.2
大変きたない水	2	3.4
計	59	100.0

水生生物調査結果



水生生物による水質調査結果概況図 (平成13年度)

用語解説

**合併処理浄化槽** 生活排水の処理を推進する施設として注目されています。下水道処理と同等の除去能力をもった小規模な施設で下水道がきていない地域においても、各家庭ごと設置できます。

## 生活排水対策の推進

### 1 生活排水対策

県では、「おおいた新世紀創造計画」で、平成22年度（西暦2010年）までに生活排水処理率を67%（平成13年度末現在50.6%）まで高めることを目標としており、生活排水処理施設の整備と生活排水対策の普及啓発を計画的に推進しています。

下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進するため、平成3年7月より関係課で構成する生活排水処理施設整備推進協議会を設置

平成3年度に大分市と湯布院町、平成4年度に中津市と臼杵市、平成5年度に竹田市、平成9年度に佐伯市、平成11年度に三重町を生活排水対策重点地域に指定

生活排水対策に係る知識の普及や、実践活動の促進を図るため、平成8年度から河川別の流域市町村で構成する団体が実施する普及啓発事業に対して補助を実施

### 2 公共下水道の整備状況

現在10市3町で公共下水道を事業実施（この内12市町で供用を開始）

特定環境保全公共下水道事業は、平成13年度に着手した真玉町、香々地町を加えて14町村が事業を実施（この内12町村で供用を開始）

### 3 合併処理浄化槽の普及促進

環境省の合併処理浄化槽設置整備補助事業の実施に伴い、本県においても平成元年度から補助制度を創設し、小型合併処理浄化槽の普及を推進しています。

## 化学物質による環境汚染の防止

### ダイオキシン類

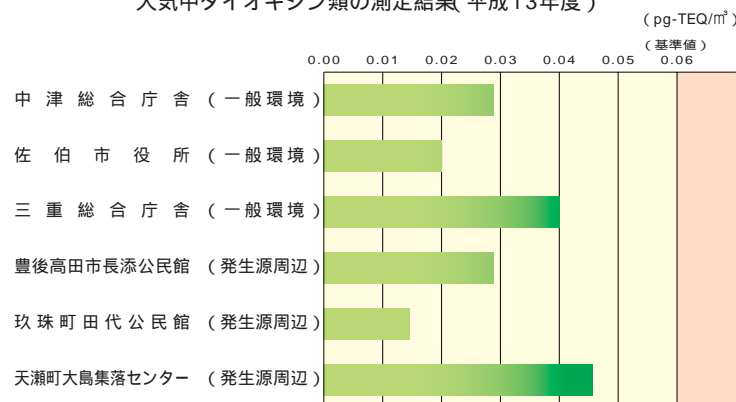
県では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、事業所に対する立入指導等により、法の規制対象である産業廃棄物焼却炉や小型廃棄物焼却炉に対して適正な燃焼管理や焼却量の削減を指導しています。

平成13年度に実施した環境調査の結果は、大気については、県内8市町村11地点で調査を実施し、すべて環境基準値未満

水質については、河川21地点、海域6地点、地下水24地点で調査を実施し、すべて環境基準値未満

土壌については、117地点において調査をしたところ、すべての地点で環境基準値未満

大気中ダイオキシン類の測定結果(平成13年度)



用語解説

デポジット制度（容器返却保証金上乗せ制度） 缶飲料等を販売するに当たって、一定金額を預かり金として上乗せして販売し、消費者が空き缶等を返却すると預かり金が払い戻される制度です。

化学物質に関する環境調査

昭和60年度から環境庁の委託を受け、第二次総点検調査の一環として化学物質環境調査（水系）を実施しているほか、元年度からは、未規制の化学物質について県独自の調査も実施しています。

平成13年度は6物質（ニトロベンゼン他）について委託を受け大分川河口の水質、底質について調査を実施し、底質について、2,6-ジ-t-ブチル-4-メチルフェノールが1検体（3検体中）検出

平成13年度は海域での有機スズ化合物の調査を実施し、国が水生生物の保護の観点から暫定的に設定した目安値と比較すると公共用水域での目安値を超えたところはなし

平成13年度は、27ゴルフ場を対象として22農薬の調査を実施し、プロピサミドが3検体から検出されたが、国が定めた指針値を超過したものはなし

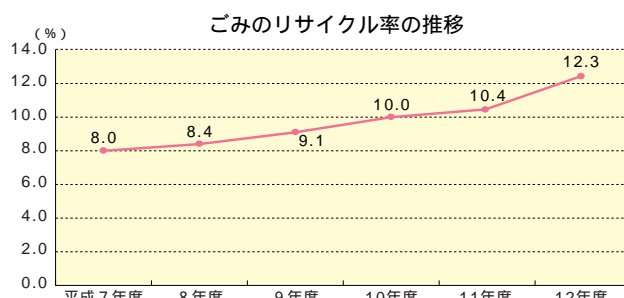
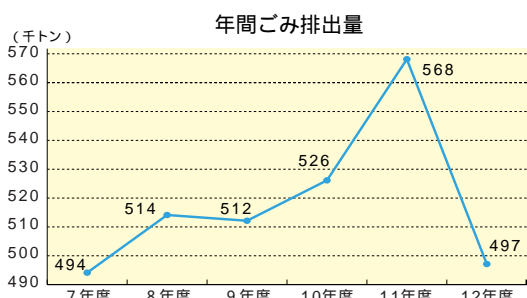
廃棄物の発生抑制と適正処理

一般廃棄物の現況

最近の廃棄物を取り巻く状況は、経済の発展、産業構造の変化や生活様式の多様化等により、ごみ排出量の増大、ごみ質の多様化、最終処分場の立地難、不法投棄の増大やダイオキシン問題など様々な問題を抱えています。私たちはこれまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の行動様式を見直し、廃棄物を出さない社会、すなわち、限りある資源やエネルギーを有効に利用し、地球環境に負荷の少ない「資源循環型」の社会への転換を迫られています。

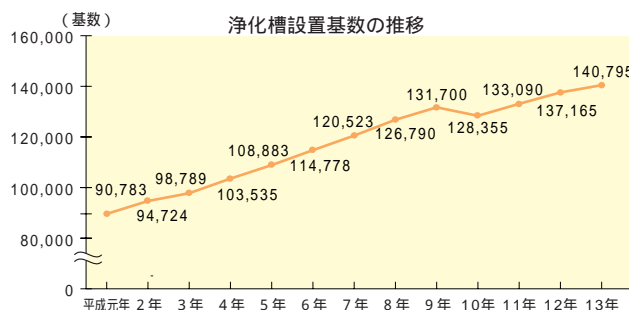
1 ごみの現況（平成12年度）

県内で排出されたごみの量は、1日当たり1,362トンと推計され、前年度と比較して12.5%と大幅な減少 これらのごみを処理するため市町村等が設置しているごみ処理施設は、ごみ焼却施設22施設、高速堆肥化施設1施設、粗大ごみ処理施設7施設、粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設11施設及び埋立処分地施設21施設 ごみのリサイクル率は12.3%で、年々上昇



2 し尿処理の現況（平成12年度）

県内で排出されたし尿の量は、1日当たり1,291klと推計され、これは、前年度と比較して3.2%減少 市町村等が設置しているし尿処理施設は、19施設 近年、水質汚濁防止の観点から、し尿処理施設の放流水の高度処理を行う市町村が増加しており、19施設のうち16施設が高度処理設備を設置



3 浄化槽の設置状況（平成13年度）

浄化槽の設置基数は、平成13年度末においては、約14万1千基、前年と比較すると約4,000基増加

一般廃棄物処理対策

廃棄物処理施設の整備に当たっては、ごみ処理広域化計画、適正処理のための能力の確保、ごみの減量化、再生利用の推進等を基本として市町村の指導を行い、順次その整備を進めています。

散乱性廃棄物のうち、特に空き缶については広域的な対応が必要なことから、九州各県統一キャンペーン等によって散乱防止に向け啓発を重点的に実施

空き缶のデポジット制度については、引き続き姫島村が実施

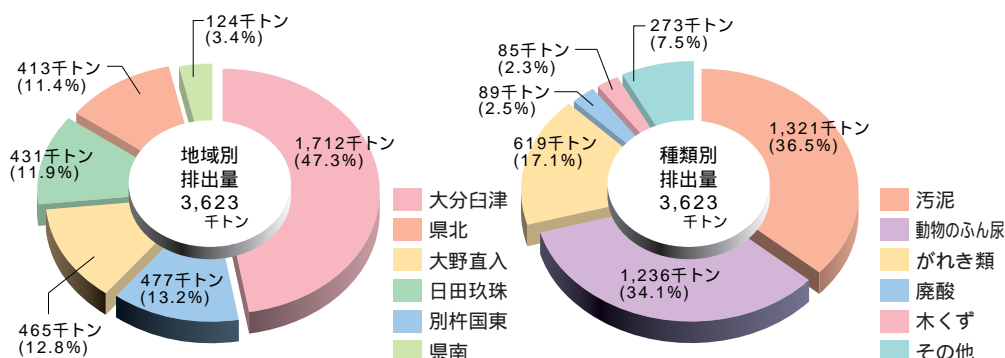


### 産業廃棄物の状況

平成13年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成12年度の本県における産業廃棄物の発生量は7,680千トンと推計され、平成9年度の7,977千トンに比べ3.7%減少発生量から有償物量の4,056千トン

を除いた排出量は3,623千トンとなっており、平成9年度の3,684千トンに比べ1.7%減少排出量を地域別にみると、大分臼津地域が最も多く、種類別にみると、汚泥が最も多い産業廃棄物の処理状況は、中間処理により1,651千トン（45.6%）が減量化されており、1,720千トン（47.5%）が資源化・再生利用されている。残りの251千トン（6.9%）は最終処分

産業廃棄物の発生状況（平成12年度）



### 産業廃棄物処理対策

#### 産業廃棄物処理体制の強化

産業廃棄物の不法投棄や不適正な処理を防止し、生活環境を保全するためには、監視指導を強化するとともに処理体制を整備する必要があり、行政と業界が一体となって、産業廃棄物排出事業者及び処理業者における処理体制を強化し、施設の整備を促進しています。

#### 産業廃棄物の適正処理の推進

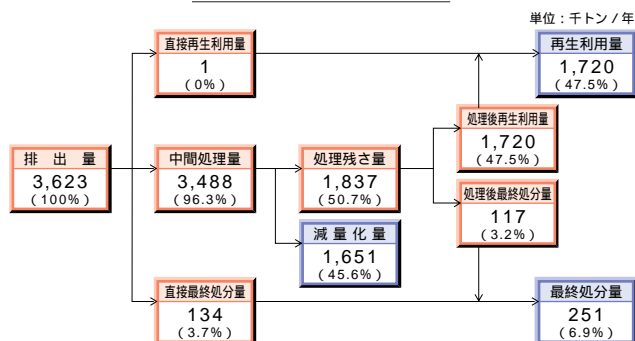
- ・ 県内の不法投棄件数を見ると平成12年度は144件苦情処理件数も267件と前年度に比べ減少しているが、不法投棄や不適正処理は跡を絶たない状況
- ・ 産業廃棄物監視員配置、各保健所単位で「不法処理防止連絡協議会」を設置、ヘリコプターによるスカイパトロールの実施、休日等における県民からの情報提供に対応するために不法投棄110番（097-538-5304）の設置など対策を強化

#### 廃棄物処理計画

- ・ 平成12年に、廃棄物処理法が改正され、一般廃棄物を含めた廃棄物全般に関する処理計画を策定することが必要となり、平成13年度に廃棄物処理計画を策定
- ・ 平成17年度までの5カ年を計画期間、環境大臣が平成13年5月に定めた基本方針及びおおいた新世紀創造計画で定められた目標を踏まえて平成22年度を見通した目標数値を設定、次のような事項について施策を体系化

発生抑制の促進    再使用、再生利用、熱回収の促進    適正な処理・処分体制の確保  
 不適正処理処分の防止と適正処理の確保    情報公開と相互理解の推進

産業廃棄物の処理の状況



### くらしと廃棄物を真剣に考えるつどいの開催

大分県とごみゼロおおいた推進会議では、循環型社会の構築をめざし、ごみの減量化・リサイクルを推進するために、県民、事業者、及び行政が一堂に会し、廃棄物問題についての認識を深めるとともに相互のパートナーシップを築くため、「くらしと廃棄物を真剣に考えるつどい」を開催しました。月日/平成13年10月22日 場所/中津文化会館



くらしと廃棄物を真剣に考えるつどい

# すべての主体が参加する地域社会の形成

## 環境教育・学習の推進

地球環境問題や都市・生活型公害等、今日の環境問題の解決のためには、何よりも私たちの生活そのものを、将来にわたって環境に配慮していくものとしていく必要があります。人間と環境のかかわりについて理解と認識を深め、環境に対して責任ある行動をとるための環境教育・学習の推進が重要です。

このため、平成13年度は、以下の事業を実施しました。

### 環境教育・学習の実施

幼児の環境に対する好奇心や探求心を育むことに積極的に取り組む30施設の幼稚園・保育所を「エコ幼稚園」・「エコ保育所」として環境教育のモデルに指定し、その活動を取りまとめた事例集を作成し配布  
将来を担う子どもたちが主体的に行う環境学習及び環境保全に関する活動を支援するための「こどもエコクラブ」活動を推進

#### こどもエコクラブ登録数

年 度	9	10	11	12	13
ク ラ ブ 数	26	37	42	50	65
会 員 数	382	509	760	1,138	1,296
サ ポ ー タ ー 数	84	68	107	152	107

子どもたちが、環境を守るために大切なことをみんなで一緒に考えることにより、環境を守りはぐくむ豊かな感性を養い、環境保全の取り組みの契機とする「おおいた子ども環境会議」を8月8日～9日に久住町（久住プレ会議）及び大分市（本会議）において開催



久住プレ会議でのワークショップ



本会議での子ども環境宣言

環境についての幅広い視点を持ち、地域や職場での環境保全活動を推進する実践的リーダー（環境リーダー）を育成するために、「おおいた環境塾」を開設

・入塾者数 35人、研修期間 1年間（6回）

環境月間である6月に県内4地域（別府市・三重町・山香町・玖珠町）において「環境セミナー」を開催し、循環型社会や自然環境等の環境保全に関する知識の普及や実践的な体験活動を実施

自主的な環境教育・学習活動の支援を行うために、豊富な知識と経験を有する学識経験者や実践活動者である「エコサポーター」を講師として派遣し、1,727人が受講

#### 用語解説

こどもエコクラブ 小・中学生なら誰でも参加できる環境活動のクラブです。ひとつのクラブは、数人から30人程度の仲間と活動を支える一人以上の大人（サポーター）で構成されます。クラブの登録はいつでも可能で、登録すると会員手帳やバッジや活動のヒントとなる環境情報を掲載した「JECニュース」が年5回送られます。（入会金、会費は無料）

## 自発的活動の推進

県では、環境にやさしい大分県（エコおおいた）の実現を目指し、ISO14001環境マネジメントシステムの適正な運用を図りながら、県下の市町村にもISO14001認証取得に向けた取組を促すとともに、県民や事業者の自主的、積極的な環境保全活動を促進しています。

### 県民の自発的活動の促進

県民に日常生活の中で行うエコライフの取組を誓ってもらう「豊の国エコライフ県民の誓い」の登録を募集  
 ・平成13年度末時点登録者数 37,599人

各家庭でエコライフを実践することにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量を削減することを目的として、「エコおおいた環境カレンダー(環境家計簿)」を4,000部作成

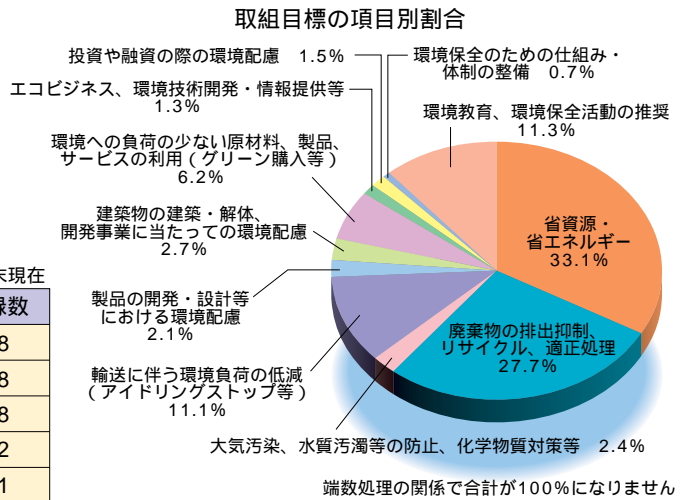
消費者団体をはじめ各種団体の環境保全活動をより一層促進するために設置した、「エコおおいた推進県民会議」の総会を6月に開催し、構成団体の代表の委員が県民運動の方向性等について協議

### 事業者の自発的活動の促進

事業活動に伴う環境負荷を低減していくために環境に配慮した取組目標（3項目以上）を自主的に定め、実践する事業所を「エコおおいた推進事業所」として県に登録し、その活動を促進

エコおおいた推進事業所業種別登録数（600事業所）  
H14.3末現在

業種	登録数	業種	登録数
1 飲食業	20	6 小売業	78
2 運送業	5	7 サービス業	58
3 卸売業	4	8 製造業	58
4 金融・保険業	78	9 農業	2
5 建設業	296	10 不動産業	1



- ・登録事業所に実施した取組状況等についてのアンケートをもとに、これから環境保全に取り組む事業所等の参考とするため、「エコおおいた推進事業所環境保全取組事例集」を作成
- ・登録事業所の環境保全の取組を推進することを目的として、環境関係の講演と事業所の取組事例発表で構成する「エコおおいた推進事業所活動推進セミナー」を開催



県内の中小企業のISO14001の認証取得を促進するためにISOのアドバイザーを派遣  
 ・平成13年度は3社に対して延べ21日派遣し、この制度を利用した2社が認証を取得

### 市町村の率先行動の推進 - 市町村への取組支援 -

「ISO14001構築セミナー」を開催し16市町が参加  
 市町村のISO14001認証取得を促進するため、「市町村ISO14001認証取得支援事業費補助金」を交付  
 ・平成13年度に補助金の交付を受けた2町が認証所得（平成13年度末認証取得市町村数：8市町）



# 地球環境問題への取組の推進

用語  
解説

**温室効果(ガス)** 大気中の二酸化炭素や水蒸気は、太陽からの日射はほとんど通過させるが、地表面からの赤外線放射を吸収し、熱の一部を再び地表面へと放射して地球を温めています。このような性質を持ったガスを温室効果ガスといいます。メタンやオゾン、フロンガスなども強い温室効果を持つことが知られています。

## 地球環境保全の推進

### 地球温暖化防止対策の推進

#### 地球環境保全行動の推進

平成6年3月に策定した「大分県地球環境保全行動計画」では、県民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと実施していく具体的な行動と対策を、3つの基本的方向に沿って示し、県では、これをベースに各施策を実施しています。

- ・ 県民向けパンフレットを作成し、各種イベントなどでの啓発活動に利用
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、地域における地球温暖化対策に取り組む「地球温暖化防止活動推進員」を委嘱
- ・ 大分県地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスを平成12年度から5年間で平成9年度を基準として6%削減(公営企業を除く)へ向けた取組を実施
- ・ 県の施設からの温室効果ガスの排出状況

平成13年度において公営企業を含む全施設からの排出については平成9年度と比較して3.5%の増加となっています。これは主に平成9年度に排出実績のなかった新施設からの排出量が増加したため、それを除いた場合には3.4%の減少となっています。

(参考)削減の年度別目標

年 度	12	13	14	15	16
削減目標	1%	3%	5%	5%	6%

県の施設からの温室効果ガスの排出状況 (単位 t-CO<sub>2</sub>)

	平成9年度	平成13年度	比較(%)
全施設総量(a)	54,946	56,892	103.5
企業局・病院(b)	18,770	17,272	
(小計c=a-b)	36,177	39,620	109.5
新設等(d)		4,684	
計(c-d)	36,177	34,936	96.6

新設等は、県立看護科学大学、県立工科短期大学校、歴史博物館(増築分)農業文化公園、スポパーク21の5施設

### 再生可能な地域エネルギーの開発、利用

地球温暖化防止のためには、温室効果ガスの排出の少ない新エネルギーの導入に積極的に取り組むことが不可欠となっています。

地球温暖化防止に貢献するとともに新エネルギー導入を核とした地域振興、産業振興を図るため県内の自然環境等の地域特性を踏まえた導入の基本方針、導入推進対策等を示す「大分県新エネルギービジョン」を策定

### オゾン層保護対策の推進

平成11年度に制定した「大分県生活環境の保全等に関する条例」の中で、冷媒フロンを使用する特定の機器に対してフロン回収を義務付

平成13年4月から、家電リサイクル法により家庭用の電気冷蔵庫とエアコンについて、フロンを含めて回収が義務づけられており、さらにフロン回収破壊法が平成13年6月に制定され、業務用冷凍空調機器とカーエアコンのフロン回収が平成14年度から義務づけられることから、今後はフロン回収推進協議会により関係業界と連携を密に図りながら、オゾン層保護対策を推進

### 酸性雨対策の推進

衛生環境研究センターの調査研究として、県下における酸性雨の実態を把握し、発生メカニズムを解明することを目的に昭和60年度に酸性雨調査を開始しており、平成6年度からは、環境省の委託を受けて久住町において、国設酸性雨測定局での調査を行っています。

平成13年度における酸性雨調査地点の雨水のpHの年平均値は、衛生環境研究センター(大分市)で4.5、林業試験場(日田市)で4.7、国設久住酸性雨測定所(久住町)で4.7であり、環境省が行っている全国調査の結果とほぼ同様の数値  
過去5年間では、pHは4.6~5.0の範囲で変動



酸性雨測定所(久住町)



# 環境保全のための共通の基盤的施策の推進

## 環境影響評価の推進

### 環境影響評価の現況

環境影響評価は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮しようとするものです。

平成13年度中に指導・審査を行った実績は、5件で、昭和49年以降、県が環境影響評価について審査を終了した開発事業等の件数は、合計で234件

実施主体別では県が最も多く、次いで市町村の順で、開発事業別には、公有水面埋立てが最も多く、平成13年度までの審査終了件数が150件と全体の64%

## 普及啓発の推進

### 環境月間行事の実施状況

平成13年度は、環境省の主唱による「時代が変わる 私が変わる 環境世紀の幕開けです」を統一テーマに、本県においても各種の行事が実施されました。また、県内の市町村や事業所等において、環境保全に関する各種会合や施設公開、広報活動等が実施されました。



エコおおいた推進大会

行 事 名	概 要	対 象	期 日
エコおおいた推進大会・エコおおいたフェア2001	環境保全に向けた自発的・積極的な行動の促進を図るため、講演会や展示会等を開催した。	一般県民	6月12日
自然公園内美化キャンペーン	くじゅうの山開きの参加者等にごみ袋を配布し、自然公園内美化を呼びかけた。	県・町職員	月間中
主要企業公害防止巡回訪問	公害防止協定締結企業等を巡回し、公害防止組織・施設の管理運営状況を総合的に把握し、企業との意見交換を行った。	県下各企業	月間中
アイドリング・ストップ運動	車を使用する際の不必要なアイドリングの防止をラジオ等で呼びかけた。	一般県民	月間中
交通環境調査	県下主要交差点で大気環境濃度、騒音等を測定した。	県・市職員	月間中
衛生環境研究センターの一般公開	施設を一般公開し、業務の紹介や啓発パネルの展示、小学生を対象とした水質測定等の体験学習を行った。	一般県民	月間中
廃棄物・浄化槽パトロールの実施	廃棄物の不法投棄の防止や浄化槽の維持管理の徹底を図るため、県内各所のパトロールを行った。	県・市町村職員	月間中
廃棄物処理施設調査	産廃処理施設の維持管理状況について立入調査を行った。	県内処理施設	月間中
環境セミナー	環境保全意識の高揚と環境保全活動の推進を図るため、講演会や自然観察会を開催した。	一般県民	月間中
河川自然観察会	小学生を対象に、水生生物調査による河川の水質調査を行い、水質保全意識の高揚を図った。	一般県民	月間中
環境保全キャンペーン	広報車で環境月間の広報を行うとともに、「一日環境衛生監視員」がエコバック等を配布し、ごみの減量化を呼びかけた。	一般県民	6月25日
食品廃棄物適正処理研修会	営業施設に対し、食品廃棄物の減量化及び適正処理についての研修会を開催した。	県内各施設	月間中

## 環境情報の整備と提供

県が開設しているホームページに「大分県の環境」のページを設け、大分県の環境についての現状や条例、計画や施策などの各種の情報提供を行っています。



大分県のホームページ  
<http://www.pref.oita.jp/>

大分県の環境  
<http://www.pref.oita.jp/13000/13000a/index.htm>

## 調査研究・監視・観測等の推進

### 環境保全に関する試験検査の実施状況

衛生環境研究センターにおいて、各種環境保全に関する試験研究を実施しています。大気汚染等に関する調査分析件数は、1,102件、水質汚濁に関する調査分析件数は、2,769件、ダイオキシン類に関する調査分析件数は、171件



衛生環境研究センター

## 規制的手法の活用

### 大分県生活環境の保全等に関する条例の施行状況

平成12年12月に施行した大分県生活環境の保全等に関する条例は、工場・事業場のうち、石油製品の製造等30種の作業を「特定作業」と定め、この特定作業を行う工場等を「特定工場等」とし、その新增設や施設の変更に際し、排煙や排水の規制を行っている。本条例の規制基準は、はい煙、排水等について定めており、量規制方法を導入している。

平成14年12月末までの特定工場等の届出の総数は、169事業所

### 警察の環境事犯の取締り

平成13年度中に警察が検挙した環境事犯は11件(その内廃棄物処理法に関する事犯10件)で検挙人数は29人

## 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか又は著しくなるおそれのある地域について環境大臣の指示と承認を受けて知事が策定する公害防止のための総合的な計画で、平成12年度末現在、全国34地域において計画が策定されています。

本県では、大分地域(大分市のみ)について、現在第6次計画(平成10年2月承認)を策定し、各種の公害防止施策を推進(第7次計画を平成14年に策定)

## 公害紛争等の適正処理

### 公害苦情の現況

平成13年度に県及び市町村が新たに直接受理した公害に関する苦情件数は、701件で、前年度に比べ88件減少。主な苦情の原因は、大気汚染192件(27%)、悪臭145件(21%)、騒音113件(16%)、水質汚濁88件(13%)等の典型7公害に含まれるものが546件(78%)で、それ以外のものは155件(22%)

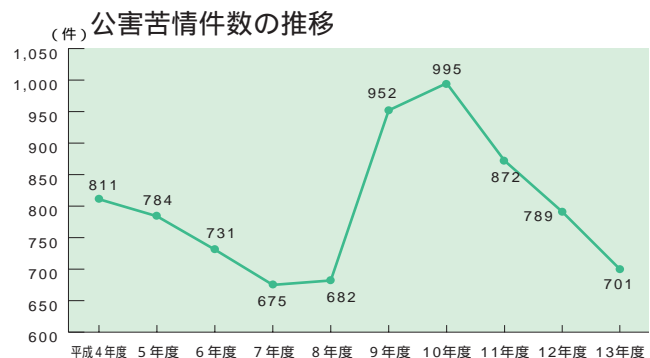
### 公害苦情の処理状況

平成13年度に処理すべき苦情は、新規直接処理701件に前年度からの繰り越し分15件を加えた716件(このうち668件(96%)が受理機関において解決されており、翌年度への繰越件数は17件、その他11件)

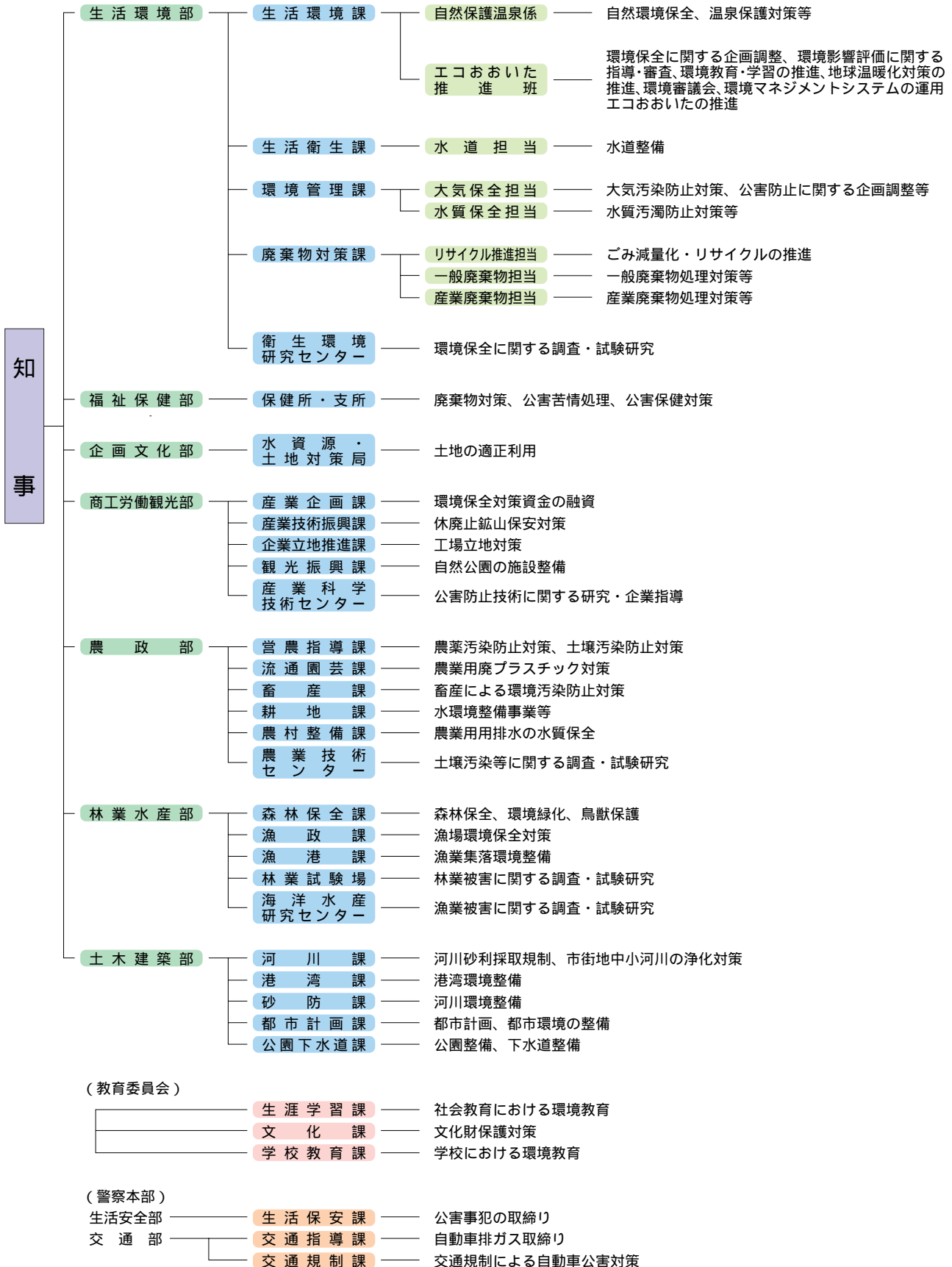
### 公害紛争の処理

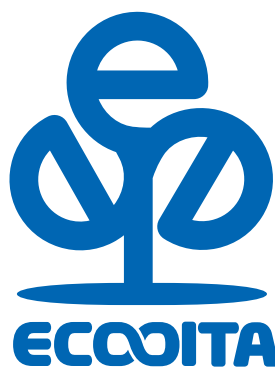
公害苦情の中には、苦情申立人が発生源に対して損害賠償を求めて争うというような公害紛争に発展するケースもみられ、公害紛争処理法は、公害紛争について、迅速かつ適切な解決を図ることを目的として制定されたものです。この法律に基づき、県は、公害審査会を設置(昭和45年11月)し、あっせん、調停、仲裁により紛争の処理を行っています。

設置以来、2件の事案を処理



# 大分県の環境保全行政組織 (平成14年4月現在)





エコおおいたシンボルマーク

平成14年版

## 大分県の環境

大分県環境白書概要版

平成15年3月発行

編集・発行

大分県生活環境部生活環境課

大分市大手町3丁目1番1号

TEL 097-536-1111

印刷

佐伯印刷株式会社

大分市古国府1155-1

TEL 097-543-1211



古紙再生率100%の再生紙  
を使用しています。



環境にやさしい大豆油インクを  
使用しています。